elefin

一般取引条件



目次

ページ番号は、本一般取引条件の主要な項目を示します。

1. 一般的な運用条件 3
1.1 気配値の提供 3
1.2 取引および口座の調整 3
1.3 顧客の本人確認 4
1.4 疑わしい操作の審査 6
2. 取引操作 7
2.1 一般的な取引条件 7
2.2 顧客のリクエストおよび注文 8
2.3 ポジションの新規建て 9
2.4 ポジションの決済 11
2.5 ストップアウトの手続 11
2.6 注文の種類 12
2.7 注文の執行 15
2.8 紛争となった取引状況の取扱い 17
2.9 取引紛争の解決手続 17
2.10 取引用語の解釈 19

g 一般取引³ 件は二つの2 ＆ . ^ j か 構成さ 、顧客の取引口座におけ 取引以外の操作、取引操作、顧客のa ＆ 0 ？ お び注文の送信と執行、紛争となった取引状況の解決、な びにこ に関連す 連絡に関す 手続 定め ものです。

g 一般取引³ 件は顧客契約と不可分の一部 構成し、顧客契約と併せて読まなけ ばな ませ 。g 一般取引³ 件において別段の定義がない限 、大文字で始ま 用語は顧客契約において付与さ た意味 (す ものとします。

1. 一般的な運用条件

1.1 気配値の提供

気配値が提供さ ³ 件は、顧客が使用す 取引口座の種類に 異な ものとします。

(a) すべての取引口座について：

- 顧客契約の2 ＆ . ^ j E第2³ に定め 規定に加え、当社が提供す 気配値は、該当す 原資産の価格と異な 場合があ ます。原市場が閉鎖してい 場合、当社が提供す 気配値は原資産の推定価格 反映す 場合があ ます。
- 当社は、各金融商品に適用さ 0 N c : @ 取引³ 件明細において定め ものとします。当社の M , ？ に表示さ 0 N c : @は標準または平均の0 N c : @であ 、市場状況お び S ` = a = に応じて拡大または縮小す ことがあ ます。当社は、顧客に事前の 面通知行うことなく0 N c : @ 変更す 権利 (します。

(b) F s @ 、4 L ？ 、通信その他の技術的障害に 気配値の配信が予P せず中断した場合、当社は、代 の情報源か 取得した情報 用いて、取引, s G s 上の気配値履歴 同P し、または再構築す 権利 (します。

(c) 代 の情報源には、以下が含ま ことがあ ます。

- 当社が運営または使用す 他のg 番用または> Y 用の取引, s G s 、または
- 当社が信頼でき と判断す その他の気配値または価格の情報源

(d) 気配値の配信の中断に関連して紛争が生じた場合、当社は、取引, s G s に記録さ た同P 済みの気配値履歴 用いて当該事項 審査し、判断す ものとします。

1.2 取引および口座の調整

(a) 当社は、その単独の裁量に 、取引の数量、価額もしくは件数、お び注文の水準、数量もしくは³ 件に対す 調整または変更 決定す ものとします。明白な誤 があ 場合 除き、当社の決定は 終的なものであ 、顧客 拘± します。

(b) 適用される調整に関する情報は、当社のウェブサイト、取引プラットフォームまたは該当する取引条件明細において公表されるものとします。

(c) 該当する場合（金融商品が配当の支払われる株式または株価指数を基礎とする場合を含みます。）、当社は、該当する権利落ち日において保有されているポジションに配当調整を適用することがあります。配当調整は、原則として、買いポジションについては顧客の取引口座に入金され、売りポジションについては顧客の取引口座から出金されるものとし、適用される税金、手数料等および調整に従います。

(d) 当社は、その単独の裁量により、取引セッションごとに個別に調整事由を適用する権利を留保します。当社は、講じることを決定した措置について、合理的に可能な限り速やかに顧客に通知するものとします。かかる通知は、該当する調整事由が発生した後に行われることがあります。

1.3 顧客の本人確認

(a) 当社は、顧客口座への無権限のアクセスを防止し、口座の操作および指示が顧客またはその授権代理人により行われ、または送信されたことを確認するため、顧客の本人確認を行うものとします。

(b) 顧客口座の登録に際し、顧客は、本人の特定および確認のために当社が要求する完全、正確、最新かつ真実の情報（以下「本人確認データ」）を提供しなければなりません。顧客は、本人確認データに変更があった場合、速やかに当社に通知しなければなりません。

(c) 本人確認データには、顧客の氏名、生年月日、国籍、身分証明書または旅券の情報、住所、電子メールアドレス、電話番号、税務情報その他当社が要求する情報が含まれることがあります。

(d) 当社は、本人確認書類、住所確認書類、電子データベースその他の信頼できる情報源を通じて、顧客の本人および住所を確認することがあります。顧客の電子メールアドレスまたは電話番号は、確認コードの送信またはその他当社が定めるセキュリティ手続により確認されることがあります。

(e) 当社が確認を求めることがある取引以外の操作には、以下が含まれます。

- 出金請求の送信
- アクセスデータまたはセキュリティ認証方法の変更
- 個人情報、連絡先情報または支払情報の変更、および
- その他当社が機微であると判断し、または追加の認証を要すると判断する操作

(f) 顧客の確認に使用できるセキュリティ認証方法には、以下が含まれることがあります。

- 電子メールによる確認コード
- SMSによる確認コード
- パスキー

- プッシュ通知
- 認証アプリにより生成される時間ベースのワンタイムパスワード（Time-Based One-Time Password、以下「TOTP」）、または
- 当社が導入するその他の確認方法

上記の一覧は網羅的なものではありません。当社は、その裁量により、利用可能なセキュリティ認証方法を追加、削除または変更することがあります。

(g) 電子メールによる確認では、当社が顧客の登録した電子メールアドレスに確認コードを送信することがあります。顧客は、ウェブサイト、パーソナルエリアまたは当社が承認したその他のインターフェースを通じて当該コードを入力しなければなりません。

(h) SMSによる確認では、当社が顧客の登録した電話番号に確認コードを送信することがあります。顧客は、ウェブサイト、パーソナルエリアまたは当社が承認したその他のインターフェースを通じて当該コードを入力しなければなりません。

(i) パスキーによる確認では、顧客の承認済み端末に保存され、または接続された暗号化された認証情報を用いて、顧客が操作を認証することが求められることがあります。

(j) プッシュ通知による確認では、顧客の登録端末に配信された通知を通じて、顧客が操作を承認または拒否することが求められることがあります。

(k) TOTPによる確認では、顧客口座に連携された認証アプリにより生成される有効期限付きのコードの入力が求められることがあります。

(l) 顧客は、当社が提供するセキュリティ認証方法の中から選択することができます。当社は、特定の顧客が利用できるセキュリティ認証方法を決定する権利を有し、顧客に通知することにより、デフォルトまたは必須のセキュリティ認証方法を変更することがあります。

(m) 当社は、登録済みのセキュリティ認証方法を変更する前に、顧客に対し追加の本人確認を完了するよう求めることがあります。当該確認の際に提供される情報は、顧客が以前に提供した本人確認データおよび書類と一致していなければなりません。

(n) 顧客が登録済みのセキュリティ認証方法を利用できなくなった場合、顧客は直ちに当社に通知し、当社が求める本人確認手続を完了しなければなりません。セキュリティ認証方法のリセット後、当社は、少なくとも24時間、または顧客口座を保護するために合理的に必要なその他の期間、出金その他の機微な操作を制限することがあります。

(o) 本人確認データが不正確、不完全、期限切れもしくは無効である場合、または顧客が当社の要求する情報もしくは書類を提出しない場合、当社は取引以外の操作を停止し、または拒否することがあります。

(p) 顧客が主パスワードならびに登録済みの電子メールアドレスまたは電話番号にアクセスできなくなった場合、当社は、必要な確認およびセキュリティ審査を完了した後、顧客口座を制限し、または閉鎖することがあります。残余の資金は、当社の確認およびコンプライアンス上の要件に従い、元の決済手段または当社が選択するその他の方法により返金されることがあります。

(q) 当社は、登録後いつでも、顧客の本人、居住地、資金源、資産の源泉、決済手段または口座の活動に関し、追加の情報、書類、写真、生体認証もしくは生体検知（ライブネス）チェック、ビデオ通話その他の形式の確認を求めることがあります。

1.4 疑わしい操作の審査

(a) 当社は、顧客による本一般取引条件の遵守状況を監視するものとし、疑わしいと判断する操作または活動を調査することがあります。調査を行うため、当社は、合理的に必要と判断する期間、該当する操作を停止し、または遅延させることがあります。

(b) 調査中、当社は、顧客に対し、当社が必要と判断する情報、説明または裏付け書類の提出を求めることがあります。顧客は、当社が指定する期間内に、要求された情報および書類を提出しなければなりません。

(c) 疑わしい操作の兆候には、以下が含まれますが、これらに限られません。

- 取引口座において取引がない、または取引が最小限であるにもかかわらず、多数の入金、出金または振替を行うこと
- 明白な経済的、商業的または正当な目的を有しない操作を行うこと
- 本人確認情報、本人確認書類、住所確認書類、資金源または資産の源泉の提出要求を含むデュー・ディリジェンスの要求に応じないこと、またはこれを拒否すること
- 虚偽、不完全、不整合または誤解を招く個人情報または財務情報を提供すること
- 第三者の利益のために取引以外の操作を繰り返し試みること
- 顧客名義でない決済手段を通じて支払を行い、または受領すること
- 偽造、改ざんされた書類または不整合な書類を提出すること、または
- 他人になりすまし、または他人に顧客口座を操作させること

(d) 上記の兆候は網羅的なものではありません。当社は、顧客の口座の活動、取引履歴、取引行動、決済の活動、顧客が提供した情報その他関連するあらゆる状況を考慮した上で、操作を疑わしいものと分類することがあります。

(e) 当社は、操作が疑わしいもの、不正なもの、または本一般取引条件もしくは顧客契約に反するものであると判断した場合、以下の措置を講じることがあります。

- 該当する操作を拒否、取消、取消処理または遅延させること

- 入金、出金または振替に適用される手数料または報酬を課すこと
- 当該操作に関連する顧客口座または取引口座を制限、停止または凍結すること
- 関連する取引を取り消し、または調整すること、および
- 当社のコンプライアンス上の要件に従い、元の決済手段または当社が選択するその他の方法により顧客の資金を返金すること

(f) 顧客契約または本一般取引条件のその他の規定にかかわらず、当社、決済サービス提供者、権限ある当局もしくは規制機関が調査を行っている場合、または顧客が当社の要求する情報もしくは書類を提出しない場合、当社は顧客の操作を一時的に停止し、または凍結することがあります。

2. 取引操作

2.1 一般的な取引条件

(a) 取引プラットフォームにより、顧客は、当社が提供し、随時ウェブサイトに記載する種類の取引口座を開設し、運用することができます。

(b) 買い注文および買いポジションはアスク価格で新規建てされます。売り注文および売りポジションはビッド価格で新規建てされます。

(c) 取引日の終了時に取引口座に残っている未決済ポジションは、翌取引日に繰り越されるものとします。適用されるロールオーバー時刻は取引サーバーの時刻に従って決定され、ウェブサイトまたは取引条件明細に記載されることがあります。

(d) 取引条件明細に明示的な別段の定めがない限り、スプレッドは固定されていません。その幅は、その時々の市場状況に応じて決定されるものとします。標準または平均のスプレッドは、取引条件明細または当社のウェブサイトに表示されることがあります。

(e) 当社は、取引の処理に際し、マーケット執行（Market Execution）、インスタント執行（Instant Execution）またはその他の執行方式を使用することがあります。各金融商品または取引口座に適用される執行方式は、取引条件明細、取引プラットフォームまたはパーソナルエリアに記載されるものとします。

(f) 取引プラットフォームは、顧客がリクエスト、注文および取引の指示を当社に送信するための主要な手段とします。

(g) 該当する機能が利用可能な場合、当社は、顧客がパーソナルエリアを通じて執行方式を選択し、または変更することを認めることがあります。顧客が禁止取引行為、疑わしい操作、または当社が合理的に濫用的もしくは妨害的とみなす活動を行った場合、当社はこの選択肢を撤回し、または制限することがあります。

その場合、当社は、顧客の既存または将来の取引口座に適用される執行方式を、マーケット執行、インスタント執行またはその他の利用可能な執行方式に変更することがあります。変更後に送信されたすべての取引は、該当する取引口座に割り当てられた執行方式を用いて処理されるものとします。

2.2 顧客のリクエストおよび注文

(a) 当社は、次の場合、取引口座に関する顧客のリクエスト、注文または指示を拒否することがあります。

- 顧客の指示が、該当する気配値が有効である間に送信されなかった場合
- 顧客のインターネット接続または通信システムの中断または障害により、顧客の指示を当社が受信しなかった場合
- 該当する気配値に明白または明らかな誤りがある場合
- 該当する気配値が有効な市場価格を表していない場合
- 要求された取引数量が、取引条件明細に記載された最小数量を下回り、または最大数量を上回る場合
- 顧客契約のセクションA第11条に定める不可抗力事由が発生した場合
- 顧客の余剰証拠金が、要求されたポジションを新規建てするために必要な当初証拠金を下回る場合
- 当社が該当する金融商品の価格を確認できない場合（取引プラットフォームに「Invalid Price」、「Off Quotes」または類似のメッセージが表示される場合を含みます。）
- 当社またはサービス提供者がメンテナンスを実施している場合、または技術的障害が発生している場合
- 顧客が支払不能、破産その他の債務不履行の状態にある場合
- 顧客が市場または当社の取引システムを濫用しようとしている場合、または
- 顧客が、市場の濫用、相場操縦、不正行為、インサイダー取引、禁止取引行為その他顧客契約のセクションC第3条に定める行為を行い、または行おうとした場合

(b) 流動性提供者、取引施設その他の執行提供者が取引を取り消し、またはその執行価格を変更した場合、当社は、顧客の取引口座について、これに対応する取消、訂正または調整を行うことがあります。

(c) 本項の適用上、当社は、顧客が次のいずれかに該当する場合、顧客を支払不能または債務不履行の状態にあるものとして取り扱うことがあります。

- 顧客契約または本一般取引条件に基づく義務を履行しない場合

- 適用される証拠金の要件を遵守しない場合、または
- 破産し、支払不能となり、またはこれに類する手続の対象となった場合

(d) 顧客が支払不能または債務不履行の状態にある場合、当社は以下の措置を講じることがあります。

- 利用可能な市場価格で一部またはすべての未決済ポジションを決済すること
- 顧客が当社に対して負う金額を顧客の取引口座から差し引くこと、および
- 顧客口座または取引口座を制限、停止または閉鎖すること

(e) 顧客のリクエスト、注文または指示が拒否された場合、取引プラットフォームに、対応する拒否、エラーまたは状況を示すメッセージが表示されることがあります。

(f) 例外的な状況において、当社は、本来拒否する権利を有する場合であっても、顧客のリクエスト、注文または指示を受け付け、または執行することを決定することがあります。かかる受付により、当社が将来において同様のリクエスト、注文または指示を受け付けることを義務付けられるものではありません。

(g) エキスパートアドバイザー、取引ロボット、APIその他の自動化システムが、余剰証拠金が不十分な状態での反復的な取引の試みを含め、反復的、誤った、または経済的に不合理なリクエストまたは注文を過剰に送信した場合、当社は、問題が是正されるまで、当該自動化システムまたは該当する取引口座を制限し、または無効にすることがあります。

2.3 ポジションの新規建て

(a) ポジションを新規建てする指示を送信するには、顧客は、金融商品、取引数量および取引の方向を指定しなければなりません。

(b) 該当する場合、新規建て取引の価額は次の算式を用いて計算されることがあります。

> **新規建て取引価額 = ロット数 × 契約サイズ × 適用される通貨換算レート**

適用される契約サイズ、証拠金通貨および換算方法は、取引条件明細に定めるものとします。

(c) 外国為替の金融商品については、取引条件明細に別段の定めがない限り、証拠金通貨は原則として通貨ペアの最初の通貨とします。

(d) インスタント執行により取引される金融商品については、以下のとおりとします。

- 顧客は、表示された気配値を受け入れる場合、取引プラットフォームを通じて「Buy」または「Sell」を選択しなければなりません。

- 顧客の指示の処理中に気配値が変動した場合、当社は新たな価格を提示し、または当該指示を拒否することがあります。
- 新たな価格が提示された場合、取引プラットフォームにリクオート（requote）または類似のメッセージが表示されることがあります。
- 顧客が新たな価格で取引を続行することを希望する場合、顧客は取引プラットフォームに表示される期間内にこれを受け入れなければなりません。
- 受け入れられた場合、当該指示は改めて取引サーバーに送信され、適用される検証および執行のチェックを受けるものとします。

(e) マーケット執行により取引される金融商品については、以下のとおりとします。

- 顧客は、「Buy by Market」、「Sell by Market」または取引プラットフォームで利用可能な対応するコマンドを選択しなければなりません。
- 次の場合、顧客の指示は、直近のマーケットスナップショット（Market Snapshot）に表示された気配値と異なる価格で執行されることがあります。

(i) 直近のマーケットスナップショット以降に現在の気配値が変動した場合

(ii) 表示された気配値で利用可能な数量が、顧客が要求した取引数量を下回る場合、または

(iii) 流動性提供者または執行施設により、異なる価格で取引が執行された場合

- 顧客の指示は、執行時点で当社が利用可能な最良の価格で執行されるものとします。
- 指示の受信後、取引サーバーは、該当する金融商品に適用される証拠金の要件に基づき、顧客がポジションを新規建てするのに十分な余剰証拠金を有しているかを判断するものとします。
- 取引サーバーは、新規ポジションを暫定的に算入した上で、顧客の取引口座の証拠金、評価損益、有効証拠金および余剰証拠金を計算するものとします。
- 計算後の余剰証拠金がゼロ以上であり、かつ顧客の総エクスポージャーが適用される取引口座または金融商品の上限を超えない場合、ポジションを新規建てすることができます。
- 計算後の余剰証拠金がゼロを下回る場合、適用される証拠金の要件が満たされない場合、またはポジションの新規建てにより直ちにマージンコール、ストップアウトもしくはマイナスの有効証拠金が生じる場合、当社は当該指示を拒否することがあります。
- 当社は、必要と判断する場合、ある金融商品について新規ポジションの建玉を制限し、または禁止することがあります。

(f) ポジションを新規建てする指示は、対応する記録が取引サーバーに表示された時点で執行されたものとみなされ、当該ポジションは新規建てされたものとみなされるものとします。

2.4 ポジションの決済

(a) ポジションを決済する指示を送信するには、顧客は、該当する金融商品またはポジション、および決済する取引数量を指定しなければなりません。取引プラットフォームが一部決済に対応している場合、顧客はポジションの全部または一部を決済することができます。

(b) インスタント執行により取引される金融商品については、以下のとおりとします。

- 顧客は、表示された気配値を受け入れる場合、「Close」または取引プラットフォームで利用可能な対応するコマンドを選択しなければなりません。
- 決済指示の処理中に気配値が変動した場合、当社は新たな価格を提示し、または当該指示を拒否することがあります。
- 新たな価格が提示された場合、指示を再送信するためには、顧客は取引プラットフォームに表示される期間内にこれを受け入れなければなりません。

(c) マーケット執行により取引される金融商品については、以下のとおりとします。

- 顧客は、「Close」または取引プラットフォームで利用可能な対応するコマンドを選択しなければなりません。
- 次の場合、決済指示は、直近のマーケットスナップショットに表示された気配値と異なる価格で執行されることがあります。

  (i) 直近のマーケットスナップショット以降に現在の気配値が変動した場合

  (ii) 表示された気配値で利用可能な数量が、顧客が決済を希望する数量を下回る場合、または

  (iii) 流動性提供者または執行施設により、異なる価格で取引が執行された場合

(d) ポジションを決済する顧客の指示は、執行時点で当社が利用可能な最良の価格で執行されるものとします。

(e) ポジションは、対応する記録が取引サーバーに表示された時点で決済されたものとみなされます。ポジションの一部のみが決済された場合、残りの数量は引き続き未決済ポジションとなります。

2.5 ストップアウトの手続

(a) 適用されるストップアウト水準に達した場合、または取引口座の有効証拠金がマイナスとなった場合、当社は、顧客の一つまたは複数の未決済ポジションを自動的に決済することがあります。取引口座の有効証拠金がマイナスとなった場合、両建てポジションも証拠金の要件および自動ストップアウトの対象となることがあります。

(b) 顧客が複数の未決済ポジションを有する場合、評価損が最も大きいポジションが自動決済の順番の先頭に置かれるものとします。

(c) ストップアウトの執行によりマイナスの有効証拠金が生じた場合、取引口座は顧客契約のマイナス残高保護に関する規定に従って取り扱われるものとします。

(d) 当社は、適用されるストップアウトの比率を随時変更することがあります。かかる変更は当社のウェブサイトで公表され、当社が指定する日から効力を生じるものとします。

債務不履行事由が発生した場合、当社は、ストップアウト水準の引上げ、必要な証拠金維持率の変更、または顧客の一部もしくはすべての未決済ポジションの決済を行うことがあります。

(e) 顧客は、マージンコールまたはストップアウトの結果として損失を被ることがあり、取引口座の残高がマイナスとなることがあります。当社は、マージンコールまたはこれにより生じた損失（ストップアウトの執行により生じた損失を含みます。）について責任を負わないものとします。

顧客は、取引口座を継続的に監視すること（未決済ポジションがマージンコールまたはストップアウトの水準に達するか否か、およびその時期を含みます。）、ならびにすべての未決済ポジションを支えるのに十分な有効証拠金を常に維持することについて、全面的に責任を負います。

2.6 注文の種類

(a) 取引プラットフォームでは、以下の種類の注文が利用可能な場合があります。

ポジションを新規建てするための注文：

- **Buy Limit（買い指値）** — 注文発注時に利用可能な価格よりも低い価格で買いポジションを新規建てする注文
- **Buy Stop（買い逆指値）** — 注文発注時に利用可能な価格よりも高い価格で買いポジションを新規建てする注文
- **Buy Stop Limit（買いストップリミット）** — 将来のアスク価格が指定されたストップ水準に達した時点で、ストップリミット欄に入力された価格で買い指値注文を発注するストップ注文。ストップ水準は現在のアスク価格より上に設定され、ストップリミット価格はストップ水準より下に設定されます。
- **Sell Limit（売り指値）** — 注文発注時に利用可能な価格よりも高い価格で売りポジションを新規建てする注文
- **Sell Stop（売り逆指値）** — 注文発注時に利用可能な価格よりも低い価格で売りポジションを新規建てする注文
- **Sell Stop Limit（売りストップリミット）** — 将来のビッド価格が指定されたストップ水準に達した時点で、ストップリミット欄に入力された価格で売り指値注文を発注するストップ注文。ストップ水準は現在のビッド価格より下に設定され、ストップリミット価格はストップ水準より上に設定されます。

ポジションを決済するための注文：

- **Stop Loss（ストップロス）** — 注文発注時に利用可能な価格よりも顧客にとって不利な価格で既存のポジションを決済することを目的とする注文
- **Take Profit（テイクプロフィット）** — 注文発注時に利用可能な価格よりも顧客にとって有利な価格で既存のポジションを決済することを目的とする注文

(b) 注文の発注および有効期間：

- 顧客は、該当する金融商品の取引時間内に限り、注文を発注、変更または削除することができます。取引時間は取引条件明細に記載されています。
- 1日24時間取引される金融商品の待機注文は、「Good Till Cancelled」または「GTC」（取消まで有効）の状態となります。顧客は、該当する欄に有効期限の日時を指定することができます。
- 1日24時間取引されない金融商品の待機注文は、「Day Order」（当日限り有効）の状態となり、取引セッションの終了時に削除されることがあります。
- ストップロス注文およびテイクプロフィット注文は、「Good Till Cancelled」または「GTC」の状態となります。
- 待機注文を送信する際、顧客は、金融商品、取引数量、注文の種類および注文水準を指定しなければなりません。顧客は、ストップロス水準、テイクプロフィット水準ならびに有効期限の日時を指定することもできます。
- 必須のパラメータが欠けているもしくは不正確である場合、または任意のパラメータが誤って入力された場合、当該指示は拒否されるものとします。
- 未決済ポジションについてストップロス注文またはテイクプロフィット注文を発注する際、顧客は、該当するポジションまたは金融商品、および希望するストップロス水準またはテイクプロフィット水準を指定しなければなりません。

(c) ストップロス注文、テイクプロフィット注文または待機注文を発注する際、注文水準と現在の市場価格との間の距離は、取引条件明細に記載された適用される「Limit and Stop Levels」（指値・逆指値の制限幅）を下回ってはなりません。以下の条件が適用されるものとします。

- 売りポジションのストップロスについては、現在の市場価格はアスク価格であり、注文はアスク価格に適用される制限幅を加えた水準より下に発注してはなりません。
- 売りポジションのテイクプロフィットについては、現在の市場価格はアスク価格であり、注文はアスク価格から適用される制限幅を差し引いた水準より上に発注してはなりません。
- 買いポジションのストップロスについては、現在の市場価格はビッド価格であり、注文はビッド価格から適用される制限幅を差し引いた水準より上に発注してはなりません。

- 買いポジションのテイクプロフィットについては、現在の市場価格はビッド価格であり、注文はビッド価格に適用される制限幅を加えた水準より下に発注してはなりません。
- Buy Limitは、アスク価格から適用される制限幅を差し引いた水準より上に発注してはなりません。
- Buy Stopは、アスク価格に適用される制限幅を加えた水準より下に発注してはなりません。
- Sell Limitは、ビッド価格に適用される制限幅を加えた水準より下に発注してはなりません。
- Sell Stopは、ビッド価格から適用される制限幅を差し引いた水準より上に発注してはなりません。

(d) 注文は、対応する記録が取引サーバーに表示された時点で発注されたものとみなされるものとします。

(e) 注文を発注する指示が、該当する市場の開始後に最初の気配値を受信する前に送信された場合、当該指示は拒否されることがあります。

(f) 待機注文を変更する際、顧客は、該当する金融商品または注文、待機注文の水準、およびストップロスまたはテイクプロフィットの水準を指定しなければなりません。必要な情報が不正確である場合、当該指示は拒否されることがあり、該当する変更機能は無効のままとなることがあります。

顧客が次の状況において待機注文を発注し、または変更した場合：

- 市場の出来高または流動性が不十分である場合
- 市場のボラティリティが異常である場合
- 価格ギャップが生じている場合
- 経済指標または市場ニュースの発表が予定されている場合
- 濫用的な行為または禁止取引行為が用いられている場合、または
- 余剰証拠金が不十分である場合

当社は、当該指示の拒否、待機注文の新規建て、変更もしくは執行の拒否、要求された価格と異なる価格での執行、または顧客のリクエストの拒否を行うことがあります。

(g) 未決済ポジションに付されたストップロス注文またはテイクプロフィット注文を変更する際、顧客は、該当するポジションまたは金融商品、および新たなストップロス水準またはテイクプロフィット水準を指定しなければなりません。必要な情報が不正確である場合、当該指示は拒否されることがあり、該当する変更機能は無効のままとなることがあります。

(h) 待機注文を削除するには、顧客は該当する注文を特定しなければなりません。注文を変更または削除する指示は、対応する記録が取引サーバーに表示された時点で執行されたものとみなされる

ものとします。

(i) 提案されたストップロス水準またはテイクプロフィット水準により、注文が現在の市場価格で直ちに執行可能となる場合、当社は注文の変更を拒否することがあります。

(j) ストップロス水準が新規建て価格に対し、適用される平均スプレッドよりも近い場合、当社は待機注文の新規建てまたは変更を拒否することがあります。

(k) 当社は、テイクプロフィット、ストップロス、Buy Limit、Sell Limit、Buy StopおよびSell Stopの各注文の執行に際し、市場価格を用いることがあります。テイクプロフィット、Buy LimitおよびSell Limitの各注文は、顧客にとって有利なスリッページを伴って執行されることがあります。ストップロス、Buy StopおよびSell Stopの各注文は、顧客にとって不利なスリッページを伴って執行されることがあります。

(l) ストップ注文が現在の市場価格に極めて近い水準に発注された場合、またはそのような水準を維持するために繰り返し変更された場合、特に変動の激しい市場状況または異常な市場状況においては、当社は標準的な取引条件を提供できないことがあります。

2.7 注文の執行

(a) 注文は、次の場合に執行待ちの列に置かれるものとします。

- 買いポジションに付されたテイクプロフィット注文については、気配値の配信におけるビッド価格が注文水準以上となった場合
- 買いポジションに付されたストップロス注文については、気配値の配信におけるビッド価格が注文水準以下となった場合
- 売りポジションに付されたテイクプロフィット注文については、気配値の配信におけるアスク価格が注文水準以下となった場合
- 売りポジションに付されたストップロス注文については、気配値の配信におけるアスク価格が注文水準以上となった場合
- Buy Limit注文については、気配値の配信におけるアスク価格が注文水準以下となった場合
- Sell Limit注文については、気配値の配信におけるビッド価格が注文水準以上となった場合
- Buy Stop注文については、気配値の配信におけるアスク価格が注文水準以上となった場合
- Sell Stop注文については、気配値の配信におけるビッド価格が注文水準以下となった場合

当社は、顧客が要求した指値で指値注文を執行するよう努めるものとします。ただし、次の場合、当社は指値注文を執行できないことがあります。

- 原市場における出来高が不十分である場合

- 注文が当社のリスク管理上の上限を超える場合、または
- 該当するビッド価格またはアスク価格が必要な注文水準に達していない場合

Sell Limit注文については、ビッド価格が要求された指値に達しなければなりません。Buy Limit注文については、アスク価格が要求された指値に達しなければなりません。

(b) 取引サーバー上での注文の発動には、最大5秒を要することがあります。

以下に定める例外を除き、市場の開始時または異常な市場状況において注文価格が価格ギャップの範囲内に含まれる場合、当該注文は、注文の発動が完了した時点で利用可能な市場価格で執行されるものとします。

当社のウェブサイトで特定されている金融商品については、次の場合：

- 低流動性の状況を含め、通常と異なる市場状況において注文が執行される場合、または
- 待機注文に指定された価格が価格ギャップの範囲内に含まれ、かつ注文価格と価格ギャップ後に利用可能な市場価格との差の絶対値が、当該金融商品に適用されるギャップ水準以上である場合

当該注文は、価格ギャップ後に利用可能な市場価格で執行されるものとします。その他すべての場合において、執行価格は注文に指定された価格と一致するものとします。

Buy Stop、Sell Stopおよびストップロスの各注文は、顧客が指定した価格よりも不利な価格で執行されることがあります。Buy Limit、Sell Limitおよびテイクプロフィットの各注文は、顧客が指定した価格よりも有利な価格で執行されることがあります。

当社は、その裁量により、価格ギャップがあるにもかかわらず要求された価格で注文を執行し、または特定の金融商品について適用される制限幅を撤廃することがあります。

顧客が疑わしい操作に関与している場合、またはその他当社が必要と判断する場合、当社は上記の条件を取り消し、変更し、または撤回することがあります。その場合、注文は利用可能な市場価格で執行されることがあり、当社はその結果生じるいかなる影響または損失についても責任を負わないものとします。

(c) 当社は、マーケット注文を含む顧客の注文を、合理的に利用可能な最良の条件で執行するよう努めるものとします。顧客は、当社が適用される状況を考慮した上で、関連する執行パラメータを決定することを確認します。

当社は、合理的な期間内に注文を執行するよう努めるものとします。執行に合理的に要する時間は、顧客の注文の規模および数量、原市場の状況（高いボラティリティまたは低い流動性を含みます。）、当社のオーダーブック（Order Book）の全体的な規模および数量、ならびにその他の関連要因により異なることがあります。

顧客は、これらの状況が予期せず生じ得ること、および当社がかかる状況に起因する遅延または損失について責任を負わないことを確認します。

2.8 紛争となった取引状況の取扱い

(a) 紛争となった取引状況が生じた場合、顧客は苦情を申し立てることができます。顧客は、当社のウェブサイトで提供され、随時更新される顧客向け苦情処理手続に従うものとします。

(b) 苦情の審査に際しては、取引サーバーのデータ、データベースおよびサーバーログファイルが主要な情報源となるものとします。取引サーバーのデータ、データベースまたはサーバーログファイルに顧客が言及する情報が含まれていない場合、当社は当該情報に基づく主張を考慮しないことがあります。

(c) 他社が提供する気配値または価格への言及は、有効な証拠として扱われず、紛争となった取引状況の解決に際して考慮されないものとします。

(d) 次の事項に関する苦情は受け付けられないものとします。

- 取引サーバーの技術的作業またはメンテナンス中に執行されなかった顧客のリクエストまたは指示
- 後に当社により取り消され無効とされたポジションの利益により一時的に生じた余剰証拠金を用いて行われた取引、または
- 取引プラットフォームに表示される差金決済取引の価格とその原資産の価格との差異

(e) 当社は、苦情の原因を是正することにより紛争となった取引状況を解決するものとし、これには誤って決済されたポジションの再建が含まれることがあります。

(f) 当社は、苦情に記載された紛争となった取引状況と関係のない事項から生じた損失について、顧客に補償しないものとします。

2.9 取引紛争の解決手続

(a) 待機注文の発注および変更：

待機注文は、次の場合、不適切に発注または変更されたものとみなされることがあります。

- 該当する取引が市場の開始前に送信された場合
- 不正確な気配値が使用された場合
- 取引プラットフォームに障害が発生した場合
- 経済指標または市場ニュースの発表の直前に取引が送信された場合

- 顧客が顧客契約のセクションC第3条に定める濫用的な行為または禁止取引行為を用いた場合、または
- 取引口座の余剰証拠金が不十分であった場合

このような場合、当社は、その裁量により、当該待機注文もしくは当該待機注文の執行後に建てられたポジションを削除し、または該当する執行価格を変更することがあります。

顧客が待機注文を発注できなかった場合もしくはその水準を変更できなかった場合、または顧客もしくは取引サーバーに関わる接続不良により当社が注文の発注もしくは変更の指示を執行しなかった場合、苦情は受け付けられないものとします。

紛争の審査中、当社は、顧客の指示が取引サーバーに受信された時点で執行されていたならば発動されたであろう時系列の順序に従い、待機注文を発動させることがあります。

当社は、紛争の調査または解決が進行している間、顧客による注文の発注を制限することがあります。

当社は、紛争に関する決定を行った後、顧客に通知するものとします。

(b) ポジションの新規建ておよび決済：

顧客がポジションを新規建てもしくは決済できなかった場合、または当社がポジションを新規建てもしくは決済する顧客の指示を執行できなかった場合において、次のときは、顧客の苦情は考慮されないものとします。

- 顧客または取引サーバーに関わる接続不良があった場合
- 該当する気配値が不正確であった場合
- 市場の開始前に取引が送信された場合、または
- 取引プラットフォームまたは取引サーバーのソフトウェアに障害が発生した場合

取引口座に取引を執行するための資金が不足していた場合、または当該取引口座の取引、注文もしくは未決済ポジションの総数に関する適用上限を超えていた場合、ポジションを新規建てできなかったことに関する苦情は受け付けられないものとします。

ポジションを新規建てする指示が市場の開始前に受信された場合、ポジションが前取引日の価格を用いて執行された場合、またはポジションが不正確な気配値に起因する場合、当社は当該ポジションを削除することがあります。

ポジションが誤って削除された場合、当社は、当該ポジションを復元するか、または顧客に補償金を支払うかを決定することがあります。

紛争の調査または解決中に取引を執行できなかったことに関する苦情は受け付けられないものとします。

2.10 取引用語の解釈

本一般取引条件において使用される用語は、顧客契約において付与された意味を有するものとします。顧客契約において定義されていない用語は、以下に定める意味を有するものとします。

「口座履歴」（Account History）とは、取引口座における完了した取引ならびに入金および出金の操作の記録をいいます。

「口座タイプ」（Account Type）とは、特定の種類の取引口座に適用される取引条件をいいます。当社が提供する口座タイプは当社のウェブサイトに記載されています。口座タイプは取引口座の開設時に選択され、その後変更することはできません。

「自己紹介行為」（Auto-Referral Activity）とは、紹介ブローカーが、自らが直接または間接に支配する取引口座で行われた取引から手数料を受領する行為をいいます。

「バー」（Bar）または「ローソク足」（Candle）とは、1分、5分、1日または1週間などの特定期間における始値、終値、高値および安値を示すチャートの要素をいいます。

「原市場」（Underlying Market）とは、差金決済取引の原資産が取引される市場をいいます。

「Buy Limit」とは、本一般取引条件の第2.6項において付与された意味を有します。

「Buy Stop」とは、本一般取引条件の第2.6項において付与された意味を有します。

「チャート」（Chart）とは、気配値の配信をグラフで表したものをいいます。バーまたはローソク足で表される期間について：

- 高値は最高のビッド価格とし、
- 安値は最低のビッド価格とし、
- 終値は最後のビッド価格とし、
- 始値は最初のビッド価格とします。

「顧客端末ログファイル」（Client Terminal Log File）とは、顧客のリクエストおよび指示（その送信時刻を含みます。）を記録するために顧客の取引プラットフォームが作成するファイルをいいます。

「当社口座」（Company Account）とは、当社が保有または使用する銀行口座、デジタル口座または決済処理口座をいいます。

「紛争状況」（Disputed Situation）とは、次のいずれかの状況をいいます。

- 顧客が、当社の作為または不作為が顧客契約または本一般取引条件に違反したと考える状況

- 当社が、顧客の作為または不作為が顧客契約または本一般取引条件に違反したと考える状況、または
- 非市場気配値、市場開始時の最初の気配値、または明白な誤りもしくは取引プラットフォームの障害に起因する気配値を用いて取引が行われた状況

「Day Order」（当日限り有効注文）とは、該当する取引セッションの終了時に自動的に削除される待機注文をいいます。

「疑わしい操作」（Suspicious Operation）とは、疑わしい、不正な、不確実なまたは信頼できないとみなされる操作または活動をいいます。

「電子決済システム」（Electronic Payment System）とは、銀行カード、電子マネーその他の決済手段を通じた金融取引および決済を処理するために使用される手続、コンピュータネットワークおよびソフトウェアの組み合わせをいいます。

「急変する市場」（Fast Market）とは、短期間に急速な価格変動が生じ、しばしば価格ギャップを引き起こす市場をいいます。急変する市場は、次の事象の前後に生じることがあります。

- 重要なマクロ経済指標の発表
- 中央銀行による金利決定
- 中央銀行関係者、国家元首、政府関係者または財務大臣による演説、記者会見または発表
- 市場介入
- テロ攻撃
- 自然災害その他の緊急事態
- 戦争または軍事行動
- 政府関係者の解任、任命または選挙、または
- 市場価格に影響を及ぼすその他の事象

この一覧は網羅的なものではありません。

「閑散市場」（Flat Market）とは、取引プラットフォームが気配値を受信する頻度が通常の市場状況よりも低く、その間隔が長い市場状況をいいます。この状況は、クリスマス、国民の祝日その他市場活動が低下する期間に生じることがあります。

「完全完了取引」（Full Completed Transaction）とは、同一数量の反対方向の二つの取引、すなわち新規建て取引とこれに対応する決済取引から構成される取引をいいます。

「Good Till Cancelled」または「GTC」（取消まで有効）とは、顧客が取消の指示を送信するまで有効であり続ける注文をいいます。

「インスタント執行」（Instant Execution）とは、顧客がリアルタイムの気配値の配信を受け、表示された価格で取引を送信することができ、当社による確認またはリクオートを条件とする執行方式をいいます。

「他の取引口座への資金振替指示」（Instruction to Transfer Funds to Another Trading Account）とは、ある取引口座から別の取引口座への資金の振替を求める、パーソナルエリアを通じて送信される指示をいいます。

「Limit and Stop Levels」（指値・逆指値の制限幅）とは、注文水準と現在の市場価格との間で許容される最小距離をいい、pipsまたはポイントで表されます。

「流動性提供者」（Liquidity Provider）とは、市場流動性を提供し、または金融商品の執行に関連して取引相手方として行為する金融機関その他の事業体をいいます。

「両建てポジション（ロック）」（Locked Positions）とは、同一の取引口座において保有される、同一金融商品の同一数量の買いポジションおよび売りポジションをいいます。

「通常と異なる市場状況」（Market Conditions Different from Normal）とは、薄商いの市場または急変する市場をいいます。

「マーケット執行」（Market Execution）とは、注文が利用可能な市場価格で執行され、執行価格が保証されない執行方式をいいます。

「市場の開始」（Market Opening）とは、週末、休日または取引セッション間の休止の後に取引が再開されることをいいます。

「最大許容乖離」（Maximum Deviation）とは、要求価格と執行価格との間で許容される最大の差をpipsで示す、顧客が取引プラットフォームを通じて選択するパラメータをいいます。

「市場価格」（Market Price）とは、該当する時点において利用可能な価格をいいます。

「変更」（Modification）とは、注文水準を変更する顧客のリクエストをいいます。注文は、対応する記録が取引サーバーに表示された時点で変更されたものとみなされます。

「非市場気配値」（Non-Market Quote）または「スパイク」（Spike）とは、次の条件の一つ以上を満たす気配値をいいます。

- 当該気配値に大幅な価格ギャップが伴う場合
- 価格が短時間で以前の水準に戻り、価格ギャップを生じさせた場合
- 当該気配値が出現する前に価格が変動していなかった場合
- 当該気配値が他の主要な市場参加者が提供する気配値と10%を超えて乖離している場合
- 当該気配値が原資産の取引時間外に出現した場合、または

- 当該気配値が出現した時点で、金融商品に重大な影響を及ぼし得るマクロ経済事象または企業ニュースが存在しなかった場合

当社は、非市場気配値を取引サーバーの気配値履歴から削除することがあります。

「取引以外の操作」（Non-Trading Operations）には、資金の入金または出金、パスワードの変更、レバレッジの変更および苦情の申立てが含まれます。

「通常の市場状況」（Normal Market Conditions）または「通常の市場」（Normal Market）とは、次の条件を満たす市場をいいます。

- 気配値の配信に重大な中断がないこと
- 異常に急速な価格変動がないこと、および
- 価格ギャップがないこと

「注文チケット」（Order Ticket）とは、取引プラットフォームが未決済ポジションまたは待機注文に割り当てる固有の識別番号をいいます。

「パートナーリンク」（Partner Link）とは、紹介ブローカーまたはパートナーが新規顧客を当社に紹介するために使用する固有のリンクをいいます。登録後、紹介された者は顧客となり、紹介ブローカーまたはパートナーは適用されるパートナーシップ契約に基づき手数料を受領することがあります。

「待機注文」（Pending Order）とは、市場価格が指定された注文水準に達した時点でポジションを新規建てする顧客の指示をいいます。

「ポイント」（Point）とは、金融商品の価格において許容される最小の上昇または下落の変動幅をいいます。

「Pip」とは、上昇または下落方向の10ポイントに相当する価格変動をいいます。

「価格ギャップ」（Price Gap）とは、価格が直前の価格から許容される最小の価格変動幅を超えて乖離する市場状況をいいます。

「気配値の提示」（Quoting）とは、取引を行う目的で当社が顧客に気配値を提供する過程をいいます。

「気配値ベース」（Quote Base）とは、取引サーバーに保存される気配値の配信に関する情報をいいます。

「レート」（Rate）とは、通貨ペアについて、基軸通貨の価値を決済通貨で表したものをいいます。

「要求価格」（Requested Price）とは、顧客が執行を要求した価格をいいます。

「Sell Limit」とは、本一般取引条件の第2.6項において付与された意味を有します。

「Sell Stop」とは、本一般取引条件の第2.6項において付与された意味を有します。

「サーバーログファイル」（Server Log File）とは、顧客のリクエストおよび指示を含む、取引サーバー上で発生した事象の記録を含むファイルをいいます。

「ストップロス」（Stop Loss）とは、注文発注時に利用可能な価格よりも顧客にとって不利な価格でポジションを決済することを目的とする注文をいいます。

「ストップアウト」（Stop-Out）とは、取引サーバーが未決済ポジションを自動的に強制決済することをいい、最も収益性の低いポジションから開始し、必要な証拠金維持率が回復するまで継続します。ストップアウトは、取引口座の有効証拠金が適用されるストップアウト水準に達した場合、または両建てを行っている取引口座の有効証拠金がマイナスとなった場合に生じることがあります。

「テイクプロフィット」（Take Profit）とは、注文発注時に利用可能な価格よりも顧客にとって有利な価格でポジションを決済することを目的とする注文をいいます。

「ティッカー」（Ticker）とは、金融商品に割り当てられる固有のシンボルまたは識別子をいいます。

「取引操作」（Trading Operations）には、金融商品の売買、ならびに待機注文の発注、変更または削除が含まれます。

「取引プラットフォームのタイムゾーン」（Trading Platform Time Zone）とは、取引サーバーがサーバーログファイルに事象を記録する際に使用するタイムゾーンをいいます。

「トレーリングストップ」（Trailing Stop）とは、顧客が選択したパラメータに従ってポジションのストップロス水準を自動的に変更する取引プラットフォームの機能をいいます。

「取引量」（Trading VolumeまたはVolume of Trade）とは、ロット数に適用されるロットサイズを乗じたものをいいます。

「指値注文」（Limit Order）とは、市場価格が指定された注文価格に達した時点で金融商品を売買する指示をいいます。指値注文に指定された価格は、注文発注時に利用可能な市場価格よりも顧客にとって有利な価格です。

「逆指値注文」（Stop Order）とは、市場価格が指定された注文価格に達した時点で金融商品を売買する指示をいいます。逆指値注文に指定された価格は、注文発注時に利用可能な市場価格よりも顧客にとって不利な価格です。